

【目次】

資料1 :	佐世保市の中学校給食に関する今までの経緯	P1~P4
資料2 :	学校給食における一般論	P5~P13
<ul style="list-style-type: none"> ・法的な位置付 P6 ・学校給食ができるまで P7 ・栄養摂取量 P8 ・給食物資調達 P9~P10 ・地場産品調達 P11 ・給食費の状況 P12~P13 		
資料3 :	佐世保市の給食実施状況	P14~P20
<ul style="list-style-type: none"> ・給食の基礎データ P15 ・佐世保市の給食実施状況 P16 ・県内の給食実施状況 P17~P18 ・全国の給食実施状況 P19 ・小学校と中学校の日課 P20 		
資料4 :	学校給食における一般的な課題など	P21~P36
<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な課題など P22~P25 ・県下13市決算状況 P26 ・残菜量調査 P27 ・食物アレルギー P28 ・学校給食未納状況（佐世保市） P29 ・学校給食未納状況（全国） P30~P34 ・中学校給食環境状況調査表 P35~P36 		

資料 1

佐世保市の中学校給食に関する今までの経緯

【8月22日 佐世保市立学校給食検討委員会資料】

学校給食のあゆみ

年	主な事項（全国）	備考
明治 22 年	山形県鶴岡町で貧困児童に対する学校給食実施（給食の起源といわれる）	
昭和 21 年	戦後給食の再開	
昭和 22 年		広田小でミルク給食開始
昭和 24 年	ミルク給食から副食使用になった	
昭和 26 年		佐世保市 24 校で完全学校給食開始
昭和 27 年	文部省通達により学校給食が教育の一環として実施	
昭和 29 年	学校給食法成立	
昭和 33 年	学習指導要領が改訂され、学校行事等の領域に初めて位置づけ	
昭和 43 年	学習指導要領が改訂に伴い、小学校給食が「特別活動」の中の「学級指導」として位置づけ	
昭和 44 年	学習指導要領が改訂に伴い、中学校給食が「特別活動」の中の「学級活動」として位置づけ	
昭和 51 年	学校給食制度に米飯が正式導入	ラーメン・ちゃんぽんのだしに、豚骨、鶏がらを使用
昭和 55 年		週一回（金）米飯給食実施
昭和 62 年		週二回（火・金）米飯給食実施
平成 2 年		週三回（月・水・金）米飯給食実施
平成 8 年	O-157 食中毒発生（大阪）	
平成 10 年		5 カ年計画でドライ校稼動
平成 11 年		ブロック別献立実施（3 ブロック）
平成 17 年	食育基本法制定	中学校完全給食実施を求める陳情書提出
平成 18 年		中学校完全給食実施を求める請願書採択 佐世保市食育推進計画策定

学校給食検討委員会設置にかかるこれまでの経緯

(全国的な動き)

食育基本法制定

(平成17年6月17日公布 同年7月15日施行)

○法の目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

○関係者の責務

食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

↓

これを受け、食育基本法第20条には、下記の内容となっている。

(法20条：学校、保育所等における食育の推進)

「国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の配置及び指導的な立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食の実施、教育の一環として行われる農場における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。」

(本市での動き)

佐世保市公立中学校完全給食実施を求める陳情書

(平成17年12月12日受理 署名 15,018名分)

陳情内容

- ・中学校に市直営・自校方式の完全給食を早急に実施してください。
- ・国産の食材で、地産地消を中心とした郷土色豊かな食文化も併せて導入してください。
- ・中学校完全給食実施に関する検討委員会を設置して下さい。

佐世保市内の中学校の完全給食実施を求める請願書

(請願第40号平成18年12月19日市議会本会議にて採択)

請願内容

- ・中学校に完全給食検討会議食を早急に実施してください。
- ・「中学校給食に関する検討委員会」を早急に設置していただき、完全給食の方式等の検討、全校実施までの計画等を策定してください。
- ・「学校給食と学校での食育のための検討委員会」(市民参加型)を早急に設置し、調査を行なってください。(米飯給食、地場産給食推進、給食献立の分析、評価など)

佐世保市食育推進計画(平成18年12月25日策定)

<中学校給食に関する事項>

第4章 リーディングプラン

4-2 リーディングプランの展開

(3) 学校・幼稚園・保育所等における食育の推進

■学校給食に関する検討会の設置

学校給食での地場産物の使用や食育につながる給食の充実と改善、並びに中学校給食の実施及び有効性について、検討会を設置し協議していきます。

第5章 各主体の取組

5-6 行政の取組

食育の取組支援

*学校給食での地場産物の使用や食育につながる給食の充実と改善、並びに中学校給食の実施及び有効性について、調査及び検討会を設置します。

市長記者会見コメント(5/2)

「六月議会に提案するのは中学校給食の在り方検討委の設置条例。基本的には民間委託の方向で協議し、来年度から完全学校給食の導入を数校ずつ実施したい。」

佐世保市立学校給食検討委員会設置条例可決(7/11)

平成19年6月議会において「佐世保市立学校給食検討委員会設置条例」可決